

## 第 1 4 号議案参考資料

### 議 案 名

桶川市職員の育児休業等に関する条例及び桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

仕事と生活の両立支援の拡充に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 桶川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(改正条例第 1 条関係)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。(第 2 2 条関係)

##### (2) 桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

(改正条例第 2 条関係)

ア 職員が子を養育するために請求した場合における時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を小学校就学前までに拡大等をするとともに、字句の整理を行う。(第 8 条の 2 関係)

イ 字句の整理を行う。(第 1 5 条関係)

ウ 家族の介護の必要性が生じた職員に対して仕事と生活の両立に資する支援を行うため、制度等の周知、意向確認、体制整備等の措置を講じることを規定する。(第 1 7 条の 2 及び第 1 7 条の 3 関係)

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日